

障害者非課税信託取消申告書					
税務署長殿			平成 年 月 日		
受 益 者 (特別障害者)	ふりがな				
	氏 名	㊟			
		住所又は居所			
代 理 人	ふりがな				
	氏 名	㊟			
		住所又は居所			
既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特別障害者扶養信託契約に基づき下記の通り信託されている財産に係る信託受益権の価額が下記の理由により減少することとなるので、この旨申告します。					
委 託 者	氏 名				
	住所又は居所				
受 託 者	名 称			営業所等	
	所 在 地			所 在 地	
既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等	信託財産の種類	構造・数量等	信託年月日	信託受益権の価額	非課税の適用を受けた部分の価額
取消等に係る信託財産等	信託財産の種類	構造・数量等	取消等の年月日	信託受益権減価額	非課税取消額
信託受益権の価額が減少することとなった理由					受託者の営業所等の受理年月日
(摘要)					

(用紙 日本工業規格 B 6)

(注) この様式は、点線で切り取ってお使いください。

備考

- 一 この申告書は、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特別障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の一部について、信託法第12条第1項の規定による取消権の行使（以下この書式において「取消し等」という。）があつたこと又は遺留分による減殺の請求があつたことにより当該契約に基づいて信託された信託受益権の価額が減少することとなつた場合に、当該障害者非課税信託申告書を提出した特別障害者が、遅滞なく、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を經由し、納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 二 この申告書の記載の要領は、次による。
 - 1 「受益者（特別障害者）」、「代理人」及び「委託者」の「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。
 - 2 「受託者」の欄の「営業所等」の項には、この申告書を作成する日において上記一の当該信託に関する事務を取り扱っている受託者の営業所等を「何信託銀行何支店」のように記載すること。
 - 3 「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の
 - イ 「信託財産の種類」、「構造・数量等」、「信託年月日」及び「信託受益権の価額」の項には、上記一の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額等」の欄の「信託財産の種類」、「構造・数量等」、「信託年月日」及び「信託受益権の価額」の項に記載したものを記載すること。
 - ロ 「非課税の適用を受けた部分の価額」の項には、上記一の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄に記載したものを記載すること。
 - 4 「取消等に係る信託財産等」の欄の
 - イ 「信託財産の種類」の項には、上記一の特別障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産で、取消し等があつたもの（以下この書式において「取消し等に係る信託財産」という。）について、「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「信託財産の種類」の項の記載の例に従つて記載すること。
 - ロ 「構造・数量等」の項には、取消し等に係る信託財産につき、その取消し等の直前における現況を記載すること。この場合、取消し等に係る信託財産の「構造・数量等」が上記二3により記載した「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「構造・数量等」の項に記載したところと異なるときは、その理由を「摘要」の欄に記載すること。
 - ハ 「信託受益権減価額」の項には、取消し等に係る信託財産に係る信託受益権の価額（当該取消し等に係る信託財産が信託された時において相続税法第3章の規定により評価した価額をいう。）を記載すること。
 - ニ 「非課税取消額」の項には、「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「非課税の適用を受けた部分の価額」の項に記載した信託受益権の価額の合計額と「取消等に係る信託財産等」の欄の「信託受益権減価額」の項に記載した信託受益権減価額の合計額とのうち、いずれか少ない価額を記載すること。
- 5 「信託受益権の価額が減少することとなつた理由」の欄には、上記一の特別障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の一部について取消し等の行われる基因となつた理由を記載すること。
- 6 取消し等に係る信託財産が立木又は不動産である場合には、当該立木又は不動産の所在場所を「摘要」の欄に記載すること。